

特定個人情報保護評価指針の解説

（抜粋）

平成 26 年 4 月 20 日

（平成 26 年 11 月 11 日改正）

特定個人情報保護委員会

この解説は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 26 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価指針に関する問合せの多い事項について、特定個人情報保護委員会事務局で回答した事例等のうち特定個人情報保護評価を実施するに当たり参考となるものの要旨を掲載したものです。

この解説は、必要に応じて更新することを予定しています。

第10 委員会の関与

1 特定個人情報保護評価書の承認

(1) 承認対象

委員会は、上記第5の3（3）アに基づき行政機関等から委員会に提出された全項目評価書を審査し、承認するものとする。

委員会は、基礎項目評価書、重点項目評価書、地方公共団体等から提出された全項目評価書及び任意で提出された全項目評価書の承認は行わないものとする。

(2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等

イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。

- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

委員会は、提出された全項目評価書の審査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、全項目評価書の再提出その他の是正を求めるものとする。

(解説)

特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、しきい値判断の結果、全項目評価を実施するものとされた行政機関等は、当該事務についての全項目評価書を作成し、委員会に提出します。委員会は、提出された全項目評価書を審査し、承認することになります。この審査・承認の対象は、行政機関等がしきい値判断の結果に基づき作成した全項目評価書のみです。基礎項目評価書（行政機関等が全項目評価書と併せて提出する場合を含む。）、重点項目評価書、地方公共団体等から提出された全項目評価書、主体を問わず任意で提出された全項目評価書は審査・承認の対象ではありません。

委員会は、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行います。

適合性とは、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかについて審査するものです。具体例として、しきい値判断に誤りはないか、適切な実施主体が実施しているか、非公表部分は適切な範囲か等を指針に示していますが、これらに限りません。

妥当性は、特定個人情報保護評価の内容が指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるかについて審査するもので、内容をより実質的に審査するものです。具体例として、特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか、特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か等を指針に示していますが、これらに限りません。

委員会は、必要に応じて評価実施機関の協力を得ながら審査を進めていきます。